

高等教育の修学支援新制度（授業料減免+日本学生支援機構「給付奨学金」）

経済的理由で進学をあきらめる事がないように、学びたい気持ちを応援するため2020年4月にスタートした国の支援制度です。
授業料等減免と給付型奨学金をセットで行うこの制度が、2025年4月からさらに拡充を図り、第Ⅳ区分（子ども3人以上を扶養している多子世帯）については、給付には世帯年収の制限がありますが、授業料は世帯年収の制限なくすべての家庭が上限額の免除を受けられることとなりました。

仙台幼児は
対象校です！

授業料・入学金の
免除/減額



給付型奨学金の
支給



高等教育の
修学支援新制度

世帯収入によって受けられる支援の区分が変わります！

まずは、自分が対象になるかどうか右の進学資金シミュレーターのQRコードで調べてみよう！



入学後、期日までに授業料等減免の申請も完了すると入学金(10万円)も減免対象となります。

参考例 | 2年課程の場合

	支援上限額			
給付奨学金	給付奨学金 約7.5万円 (毎月)	約5万円 (毎月)	約2.5万円 (毎月)	約9千円(毎月)
授業料等減免	授業料減免 約59万円 (年間) 多子世帯(扶養している 子どもが3人以上)の場合 区分にかかわらず上限額 の授業料が免除 ※世帯年収による制限なし	約39万円 (年間)	約19万円 (年間)	
年収の目安	~270万円 住民税非課税世帯 〈第Ⅰ区分〉	~300万円 〈第Ⅱ区分〉	~380万円 〈第Ⅲ区分〉	~600万円 〈第Ⅳ区分〉 扶養する子どもが3人以上の家族限定

参考例 | 3年課程の場合

	支援上限額			
給付奨学金	給付奨学金 約7.5万円 (毎月)	約5万円 (毎月)	約2.5万円 (毎月)	約9千円(毎月)
授業料等減免	授業料減免 約57万円 (年間) 多子世帯(扶養している 子どもが3人以上)の場合 区分にかかわらず上限額 の授業料が免除 ※世帯年収による制限なし	約38万円 (年間)	約19万円 (年間)	
年収の目安	~270万円 住民税非課税世帯 〈第Ⅰ区分〉	~300万円 〈第Ⅱ区分〉	~380万円 〈第Ⅲ区分〉	~600万円 〈第Ⅳ区分〉 扶養する子どもが3人以上の家族限定